

令和2年度 蕨市協働事業提案制度 募集要項

蕨市協働事業



想いをカタチに
ともに創るまち
わらび

募集期間 令和2年11月13日(金)~令和2年12月14日(月)
事業実施 令和3年4月1日(木)~令和4年3月31日(木)

わらびネットワークステーション

住所 〒335-0004 蕨市中央1-23-8 くるる1階

電話 048-445-7256

FAX 048-445-7311

蕨市 市民生活部 市民活動推進室

住所 〒335-0004 蕨市中央4-21-29 (市民会館1階)

電話 048-433-7745 (直通)

FAX 048-420-8028

メール siminsit@city.warabi.saitama.jp

もくじ

I 協働事業提案制度について

1. 趣旨	1 ページ
2. 募集内容	2 ページ
3. 提案できる団体	3 ページ
4. 提案できる事業	3 ページ
5. 対象経費について	4 ページ
6. 基本的な手続き及び日程	5 ページ

II 応募について

7. 募集期間・提出先	6 ページ
8. 応募時の提出書類	7 ページ
9. 事前相談の実施	7 ページ

III 審査について

10. 協働事業候補の決定	8 ページ
---------------	-------

IV 採択された場合について

11. 事業の採択	9 ページ
12. 採択決定後から事業の実施まで	9 ページ
13. 事業報告・精算	9 ページ
14. 評価	9 ページ
15. 公表	9 ページ
16. 報告会への協力	9 ページ

V 資料

17. これまでに採択された協働事業の概要	10 ページ～
-----------------------	---------

添付様式：様式第1号～4号

I 協働事業提案制度について

1. 趣旨

蕨市では、町会や特定非営利活動法人などの市民活動団体の皆さんと一緒になって地域の課題や社会的課題を解決していこうと、「市民参画と協働を推進する条例」（愛称：みんなで創るわらび推進条例）にそって「協働事業提案制度」をつくり、市民活動団体の皆さんから様々な提案をしていただきながら、協働事業を行っています。

この制度によって、「自分たちのまちをより良くしていこう」という市民活動が更に活発になり、市民の皆さんと市が協働することで、まちを愛する同じ気持ちの下、我がまち蕨がいつそう活気にあふれ、住みよいまちになることを目指しています。

蕨市の協働のキャッチフレーズは、「想いをカタチに ともに創るまち わらび」です。これは、市民の皆さんと市がそれぞれの役割を担いつつ、対等のパートナーとして、想いをカタチにして、次世代へまちづくりを継承してほしいという想いが込められています。

ぜひ、あなたの想いも、「協働事業提案制度」で実現してみませんか。

2. 募集内容

(1) テーマ

指定テーマ：「新型コロナウイルス感染症対策事業」

内 容：新型コロナウイルス感染症拡大により、蕨市も市民の生活や地域経済に多大な影響を受けており、様々な分野において発生している困難な状況に向けて、感染防止に留意しながらの対策が必要だと考えています。

そこで、蕨市のコロナ禍における課題解決のための協働事業を募集するものです。

※提案事業=1 団体につき原則1 事業

(2) 協働の形態

補 助：提案団体が行う事業に対して、財政的な支援を行うことで公益を実現するもので、事業の主体である市民活動団体の自主・自立が尊重されます。

(3) コース

対象となる事業は、令和3年4月1日（木）から令和4年3月31日（木）までに実施（事業が完了）するものとします。

①【ワラビーコース】

- ・活動の初期や既存団体の新たな取組に！（上限10万円）
- ・設立1年未満の団体の事業、または、設立1年以上の団体で新たに取り組む事業を対象とします。

②【エンジェルわらぶコース】

- ・活動のステップアップを目指す取組に！（上限50万円）
- ・設立1年以上の団体（1年以上継続して活動をしている、または計画がある団体）の事業を対象とします。

※これまで採択された事業の概要は、本募集要項の巻末に掲載しています。

詳しくは、蕨市ホームページ (<http://www.city.warabi.saitama.jp/>) の「市民参画・協働 > 市民活動・協働」に過去の報告書を掲載していますので、参考としてください。

3. 提案できる団体

特定非営利活動法人、ボランティア団体、町会、企業、大学等で、次のすべての要件を満たす団体とします。なお、要件を満たす団体が複数で組んで提案することもできます。

- (1) 蕨市内で社会貢献活動を行っていること。または、既に市外で社会貢献活動を行っており、今後、蕨市内で活動を行う計画があること。
- (2) 原則として5人以上の会員で構成されていること。
- (3) 組織の運営に関する規約、会則等があること。

次のいずれかに該当する団体は対象としません。

- ・宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする団体
- ・政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを目的とする団体
- ・特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。)の候補者(当該候補者になろうとしている者を含む。)もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することを目的とする団体
- ・暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)
- ・暴力団または暴力団の構成員もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体

※上記の内容以外であっても、市長が適当でないと認めるときは、対象としない場合があります。

※応募後に上記要件を満たさないことが判明した場合は、その時点で応募資格を失うことになります。

4. 提案できる事業

提案できる事業は、次の要件をすべて満たすものとします。

- (1) 公益的・社会貢献的な事業であって、市と協働して取り組むことにより、地域の課題や社会的な課題の解決につながるものであること。
- (2) 協働の役割分担が明確かつ妥当であって、確実に実施できるものであること。

次のいずれかに該当する事業は対象としません。

- ・営利を目的とする事業
- ・特定の個人または特定の団体のみが利益を受ける事業
- ・宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする事業
- ・政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを目的とする事業
- ・特定の公職の候補者(当該候補者になろうとしている者を含む。)もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することを目的とする事業
- ・施設等の建設または整備(修繕等)を目的とする事業
- ・公序良俗に反する事業

※国や都道府県、民間団体等から金銭的補助を受ける事業も申請することができます。ただし、その場合はそれぞれの制度において、同時に2つ以上の補助を受けることが可能であるかどうか、必ずご確認ください。

※上記の内容以外であっても、市長が適当でないと認めるときは、対象としない場合があります。

5. 対象経費について

対象となる経費は、協働事業の実施に直接関わる経費のみとなります。提案団体の組織自体を維持するための経常的経費は対象となりません。また、対象となる経費であっても、経費の見積もりに対する妥当性や金額については、市との協議の中で調整させていただく場合があります。当初計上しなかった経費項目は、事業実施時に支出が生じても、対象経費とはなりません。

なお、経費の確定は、市議会における予算案の可決が必要となります。

●対象となる経費

対象経費	例
報償費(謝礼)	講師等の外部専門家に対する謝礼金など
旅 費(交通費)	事業の実施に要するスタッフの交通費
消耗品費	会議、イベント、資料作成等に必要な消耗品など
食糧費	講師へのお茶代
印刷製本費	チラシ、ポスター、報告書等の印刷製本費、コピー代など
委託料	専門的な技術が必要な業務を外部に委託した場合の費用
使用料及び賃借料	会場使用料、機材等のレンタル料など
通信運搬費	資料を送付するための郵送料、宅配料など
保険料	事業実施に必要な保険料
その他	その他、事業の実施のために必要な経費

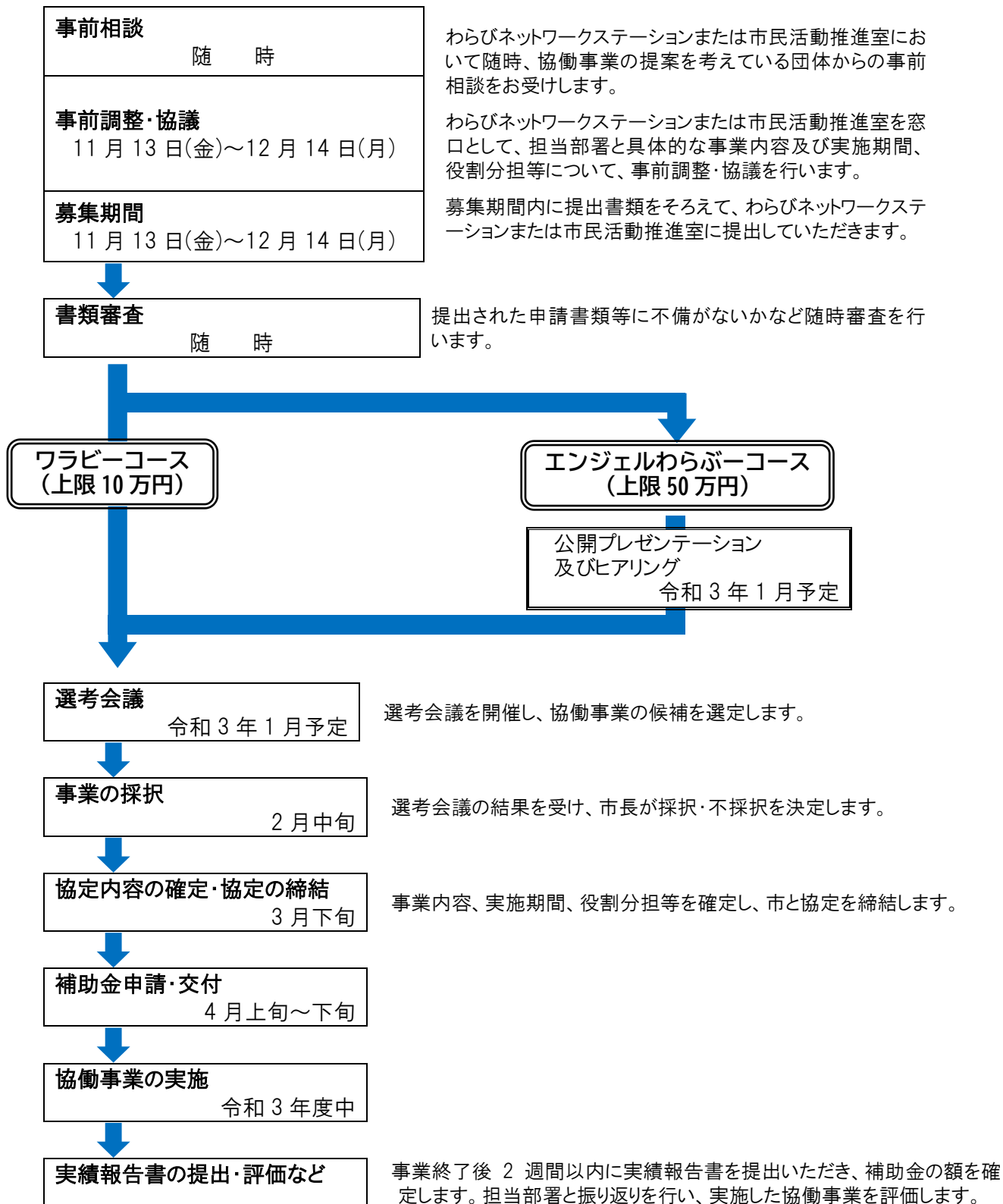
●対象とならない経費

対象経費	例
報償費(謝礼)	団体の構成員に対する謝礼など
旅 費(交通費)	参加者の交通費など
消耗品費	記念品の作成、購入費など
食糧費	事業の準備や実施、会議や反省会等の際の飲食費など
使用料及び賃借料	事務所の賃借料など
その他	その他、市長が適当でないと認める経費

※対象となる経費か、対象とならない経費かの判断がつかない場合は、必ず事前（発注や購入の前）に相談してください。

6. 基本的な手続き及び日程

協働事業提案制度に係る基本的な手続きは、次のとおりとなります。



※別途、市ホームページ掲載に係る報告資料の作成、報告会への出席等について、ご協力いただきます。

II 応募について

7. 事前相談および事前調整・協議の実施

(1) 事前相談

協働事業の提案を考えている団体からの事前相談を随時お受けします。
お越しの際は必ず、「わらびネットワークステーション」または「市民活動推進室」にご連絡をお願いします。

(2) 事前調整・協議

提案する協働事業は、担当部署と具体的な事業内容・実施期間・役割分担等について、事前に調整・協議を行います。

・期 間 11月13日（金）～12月14日（月）

・連絡先 ○わらびネットワークステーション

電 話 048-445-7256

相談日 火～土曜日 午前9時～午後5時

※月曜日及び祝日は休業日となります（11/24も休業）。

○市民活動推進室（市民会館1階）

電 話 048-433-7745（直通）

相談日 月～金曜日 午前9時～午後5時

※土・日曜日及び祝日は閉庁日となります。

8. 募集期間・提出先

- (1) 募集期間 令和2年11月13日(金)～12月14日(月)
- (2) 受付時間 ○わらびネットワークステーション(くるる1階)
火～土 午前9時～午後5時
○市民活動推進室(市民会館1階)
月～金 午前9時～午後5時
- (3) 提出先 提出書類をそろえて、わらびネットワークステーションまたは、市民活動推進室へ直接お持ちください(郵送不可)。

※応募に関して必要な経費は、すべて提案団体の負担になります。

※ご提出いただいた書類は返却いたしませんので、予めご承知おきください。

9. 応募時の提出書類

応募の際は、次の書類を提出してください。なお、提出された書類については、個人情報を除き、原則として公開の対象となります。

- (1) 蕨市協働事業提案書 (様式第1号)
(2) 蕨市協働事業実施計画書 (様式第2号)
(3) 蕨市協働事業収支予算書 (様式第3号)
(4) 蕨市協働事業提案団体概要書 (様式第4号)

<添付書類> ※様式の定めはありません

- ① 直近年度の提案団体の収支決算書
② 申請年度の提案団体の予算書
③ 提案団体の定款、規約、会則等
④ 提案団体の会員名簿

※複数の団体で1件の提案を応募する場合は、添付書類はすべての団体で提出していただくこととなります。また、その他、市長が必要と認める書類について、提出していただく場合があります。

III 審査について

10. 協働事業候補の決定

応募された事業については、下記のとおり審査を行います。

- (1) 書類審査（ワラビーコース、エンジェルわらぶコースとも共通）
提出された申請書類等に不備がないかなどの審査を行います（非公開）。
- (2) プレゼンテーション及びヒアリング（エンジェルわらぶコースのみ）
広く市民に公開でプレゼンテーション及び選考会議によるヒアリングを開催します。
- (3) 選考会議による審査（ワラビーコース、エンジェルわらぶコースとも共通）
選考会議において、書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングなども参考として、次の審査基準に基づき、協働事業の候補を選定します（非公開）。

審査基準

審査項目	審査内容
必要性	対象者にとって、必要性が認められるか。
公益性	公益性・社会貢献性が認められるか。
効果	地域の課題や社会的課題の解決、市民サービスの向上などの具体的な効果が見込めるか。
※ 独自性	提案団体の独自性が認められるか。
※ 企画力	目標の実現に向けて、実施方法が妥当と認められるか。
※ 専門性	提案団体ならではの専門性が認められるか。
※ 役割分担	市との役割分担は妥当と認められるか。
経費の妥当性	経費の見積もり、積算が妥当と認められるか。
事業遂行能力	事業の実施体制やスケジュールの適切さなど、確実な実行が見込めるか。

※ワラビーコースは、独自性、企画力、専門性、役割分担を除いて審査いたします。

IV 採択された場合について

1 1. 事業の採択

蕨市協働事業選考会議は協働事業の候補を選定して、その結果を市長に報告し、市長が採択・不採択を決定します。採択・不採択の結果は、「蕨市協働事業採択・不採択決定通知書」により提案団体に通知するとともに公表します。

1 2. 採択決定後から事業の実施まで

- (1) 採択の決定を受けた協働事業は、市議会における予算案の可決を条件として、令和3年度に実施します。
- (2) 市と協働事業の実施に当たっての基本事項に関する協定を締結します。
- (3) 「蕨市協働事業補助金交付申請書」を提出します。
- (4) 申請に基づき、「蕨市協働事業補助金交付決定通知書」が送付されます。
- (5) 交付決定通知書が届いた後、「蕨市協働事業補助金交付請求書」を提出します。
- (6) 概算払いにより、速やかに補助金を交付します。

1 3. 事業報告・精算

実施した協働事業の完了後、2週間以内に「蕨市協働事業実績報告書」及び添付書類を提出します。

市は提出書類を審査のうえ、補助金の額を確定し、「蕨市協働事業補助金確定通知書」で通知します。余剰金が生じた場合は、市へ返還していただきます。

1 4. 評価

実施した協働事業の効果を確認するため、チェックシートを用いて担当部署とふりかえりを行い、それぞれが評価を行います。

1 5. 公表

審査の公正性や透明性、地域における協働の理解を高めるため、実施した協働事業の概要及び評価等についてホームページ等で公表します。

また、公開プレゼンテーションの来場者には、プレゼンテーションを行う団体の提案書類一式を資料として配布します。

なお、公表及び資料配布の際は、掲載されている個人情報に配慮いたします。

1 6. 協働事業の報告会への協力

協働事業を実施した団体は、協働事業の報告会（令和4年8月予定）において、当該団体が実施した協働事業の報告をお願いいたします。

V 資料

17. これまでに採択された協働事業の概要

【平成25年度実施】 2事業

団体名	事業名	概要
はたごっこ	機織り体験教室	市内全小学校で機織り体験教室の開催
NPO法人 子育て応援クラブむくむく	自分らしく働きたい母親を応援する事業	起業を目指す女性のためのフェスティバルの開催

【平成26年度実施】 3事業

団体名	事業名	概要
はたごっこ	機織り体験教室	市内全小学校で機織り体験教室の開催
NPO法人 子育て応援クラブむくむく	女性の多様な働き方を支援する事業 ～夢を形に！自己実現へ向けた 具体的な取り組みへの支援～	女性の起業勉強会、起業を目指す女性のための交流会の開催
わらてつ倶楽部	大荒田交通公園SL整備による 郷土と鉄道の関わり	SLまつりの開催など

【平成27年度実施】 4事業

団体名	事業名	概要
NPO法人ふうせん	「楽しく子育て！笑(び)って フェスタ 2015！」	「楽しく子育て！笑(び)ってフェスタ 2015！」の開催
わらてつまつり 実行委員会	蕨と鉄道にぎわい創出PJ ～鉄道を中心とした地域貢献～	わらてつまつりの開催
わらてつ倶楽部	大荒田交通公園 SL 整備による 郷土と鉄道の関わりと地域貢献	SLまつりの開催など
蕨市男女平等 推進市民会議	デートDV防止啓発事業	市内全中学校でデートDV防止啓発講演会の開催

【平成28年度実施】 5事業

団体名	事業名	概要
蕨防災士会	わらび防災大学校	防災に関する講座の開催(座学、避難所開設・災害図上訓練など)
わらてつ倶楽部	大荒田交通公園 SL 整備による 文化財保護と地域貢献	SLまつりの開催など
蕨市男女平等 推進市民会議	デートDV防止啓発事業	市内全中学校でデートDV防止啓発講演会の開催
わらてつまつり 実行委員会	蕨と鉄道にぎわい創出PJ ～鉄道を中心とした地域貢献～	わらてつまつりの開催
NPO法人ふうせん	「笑(び)ってフェスタ 2016！」	「笑(び)ってフェスタ 2016！」の開催

【平成29年度実施】 3事業

団体名	事業名	概要
蕨防災士会	わらび防災大学校	防災に関する講座の開催(座学Ⅱ、避難所開設・災害図上訓練など)
蕨市男女平等 推進市民会議	デートDV防止啓発事業	市内全中学校でデートDV防止啓発講演会の開催
わらてつまつり 実行委員会	蕨と鉄道にぎわい創出PJ ～鉄道を中心とした地域貢献～	わらてつまつりの開催

【平成30年度実施】 1事業

団体名	事業名	概要
蕨防災士会	わらび防災大学校	防災に関する講座の開催

【令和元年度実施】 8事業

団体名	事業名	概要
笑楽日塾(わらびじゅく)	蕨歴史ヒストリア 「市民が語る蕨の歴史」	蕨の歴史に関する講演及びシンポジウムの開催
蕨マルシェ実行委員会	蕨マルシェ	ハンドメイド作家や女性起業家を中心としたイベントやマンスリーマルシェの開催など
蕨市「彩の花」	市制施行 60 周年記念式典を お祝いする活花の展示	市制施行 60 周年記念式典をお祝いする活花の展示
外遊びを考える会 「どろんこの王様」	コミュニティのまち蕨から考えよう 子どもの育ちが危うい！ ～遊びこそ学び～	講演会「コミュニティのまち蕨から考えよう子どもの育ちが危うい！～遊びこそ学び～」の開催
点字サークル「あじさい」	ボランティア・ガイドヘルプ (同行援護)基礎講座	ボランティア・ガイドヘルプ(同行援護)基礎講座の開催
特定非営利活動法人 花なかま	花や緑に親しみ育てる機会をとおし て、児童のこころ優しく豊かな人格形 成に寄与する事業	市内2か所の保育園において花育講座の開催
特定非営利活動法人 セカンドリーグ埼玉	ミニバレーを通じて 健康と社交の場づくり	ミニバレー無料体験会及びフレイル予防講演会の開催
蕨市男女平等 推進市民会議	男女共同参画の視点で考える 防災研修	男女共同参画の視点で考える防災研修(講演会とワークショップ)の開催

